令和２年度

稲城第二小学校PTA

総会議案書

決議日時／令和2年5月22日（金）午前 10 時 00 分

場　所　／稲城第二小学校　会議室

※総会は書面にて行います

ご提出いただく『書面表決書』により決議いたします。

『書面表決書』の提出期限は5月21日（木）です。

その他詳細は別紙でご確認ください。

会員のお名前等が記載されております。
お取り扱いにご注意ください。

総会議事

第１号議案：平成３１年度事業報告

第２号議案：平成３１年度決算報告
　　平成３１年度会計監査報告

第３号議案：令和２年度役員選出(案)

第４号議案：令和２年度事業計画(案)

第５号議案：令和２年度予算(案)

第６号議案：稲城第二小学校ＰＴＡ規約の改正(案)

第１号議案 ： 平成３１年度事業報告

学級部

５月　　ＰＴＡ総会に出席
　　ＰＴＡ会費集金
７月　　５、６年親睦会実施
１０月　　１、２年親睦会実施
１２月　　３、４年親睦会実施

- 運営委員会に出席
- 保護者会司会進行

研修部

５月　　ＰＴＡ総会に出席
　　ＰＴＡ会費集金
６月　　二小コンサートを学校と共催
２月　　「大人と子供のための読みきかせの会」に協力

- 運営委員会に出席

広報部

５月　　ＰＴＡ総会に出席
７月　　立志第１４９号発行
２月　　立志第１５０号発行

- 運営委員会に出席
- 「立志」作成のため写真撮影、取材を行う

校外部

４月　世帯数確認・各地区保護者との連絡交換
５月　ＰＴＡ総会に出席
春の交通安全週間に協力
通学路改善要望書回収
７月　通学路危険箇所合同点検実施
８月　各地区にて廃品回収のお知らせ配布・手配
９月　廃品回収実施
集団下校付き添い
秋の交通安全週間に協力
４月　春の交通安全週間に協力（※休校措置により中止）

- 運営委員会出席
- 必要に応じて部会を開催

本　部

５月　ＰＴＡ総会開催
ＰＴＡ会費集金
６～１２月　稲作学習に協力
７月　通学路改善要望箇所点検現地調査に協力
９月　廃品回収に協力
運動会に協力

- 役員会・運営委員会開催
- 各部部会・各部行事協力・学校行事協力
- 学校運営連絡協議会・学校評価委員会に出席
- 対外的活動 ・二中ブロック地域教育懇談会に協力（全体会・定例会）
・各種団体主催行事：盆踊り・夏季パトロールに協力
・坂浜自治会運動会
・総会・式典等に出席

【市Ｐ連関連】
- 総会・懇親会・役員会・運営委員会・講演会・研修会・学校訪問に出席
- 市内一斉防犯パトロール
- 対市要望提出
- 稲城市社会福祉協議会評議員会に出席
- 市長・教育長との懇談会に出席

第2号議案 ： 決算並びに会計監査報告

平成31年度 「稲城第二小学校PTA会計決算」及び同「特別会計決算」並びに「備品目録」は、次のよう会計監査を受けたので報告致します。

令和 2年 4 月 20日

稲城第二小学校PTA会長　吉　田　明　史
稲城第二小学校PTA会計　森井 典代 ・ 三宅 里絵
〃　三國 朱理 ・ 小林 智子

1. 平成31年度 稲城第二小学校PTA決算(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

収入	金	545,297 円	歳入決算額
支出	金	255,024 円	支出決算額
	金	290,273 円	決算剰余金

《 平成31年度 稲城第二小学校PTA収入支出決算明細書 》

(収入)

単位:円

科目 款	予算額	収入済額	付記
1、会 費	315,000	313,250	105世帯(86世帯＋17教員)×3, 000円＋転入2世帯4, 250円
2、繰越金	232,045	232,045	
3、その他	2	2	預金利息
収入合計	547,047	545,297	

(支出)

単位:円

科目 款	項	目	予算額	支出済額	付記
1. 運営費			51,500	39,529	
	1、	会議費	26,500	21,500	
		①総会費	0	0	総会
		②会議費	5,000	0	運営委員会
		③役員渉外費	21,500	21,500	地域団体へのお祝い金 他
	2、	事務費	25,000	18,029	
		①消耗品費	20,000	13,029	用紙類、マスク代
		②印刷費	5,000	5,000	学校印刷機用
2. 活動費			157,400	106,353	
	1、	校外部費	2,000	0	通学路点検
	2、	広報部費	31,000	22,677	立志印刷代
	3、	学級活動費	47,400	47,586	親睦会開催費(1学級2, 000円＋児童数×300円)
	4、	本部活動費	15,000	6,090	事務用品、ネームホルダー
	5、	選考活動費	2,000	0	活動費等
	6、	研修部費	60,000	30,000	講師謝礼・研修会開催費
3. 特別活動費			40,000	38,838	入学・卒業記念品、傷害保険
4. 諸 費			84,000	68,320	
	1、	各種分担金	4,000	3,320	市P連分担金(200円×学級数＋20円×世帯数)
	2、	慶弔費	15,000	0	お祝い、香典、お見舞い等
	3、	周年行事費	50,000	50,000	周年行事積立金
	4、	記念写真積立	15,000	15,000	記念写真積立金
5.備品費			5,000	1,984	
6.予備費			209,147	0	
支出合計			547,047	255,024	

2．平成31年度　稲城第二小学校ＰＴＡ特別会計決算（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

収入金額	７９２,８０４	円
支出金額	１４４,０６５	円
差引金額	６４８,７３９	円

《　特別会計　》

（収入）　単位：円

摘　　要	収　入　額
前年度繰越金	270,878
市より廃品回収補助金	102,789
廃品回収収益金	14,084
市Ｐ連　交通費	0
預金利子	1
収　入　計	387,752

（支出）　単位：円

摘　　要	支　出　額
離任退任教職員記念品	9,000
５年生卒対費	15,000
６年生卒対費	50,000
廃品回収	6,071
収穫祭	22,497
退任本部役員記念品	15,000
弔電代	0
二中ブロック交流会会費	0
運動会	8,537
こどもまつり	17,960
市Ｐ連関係費	0
支　出　計	144,065

《　ＰＴＡ周年行事積立金　》

（収入）　単位：円

摘　　要	収　入　額
前年度繰越金	340,049
今期積立	65,000
預金利子	3
収　入　計	405,052

（支出）　単位：円

摘　　要	支　出　額
周年行事費	0
支　出　計	0

3．ＰＴＡ備品目録

品　目	数　量	品　目	数　量
テント一式	2	ジャグ	2
机	3	ロッカー	2
食器棚	1	デジタルカメラ	1
プリンター	1	文房具・印鑑箱	

4．会計監査報告

上記「平成３１年度稲城第二小学校ＰＴＡ会計決算」　及び同「特別会計決算」並びに「備品目録」は、監査の結果、適正であると認めます。

令和2年　4　月　20　日

稲城第二小学校ＰＴＡ会計監査委員　大澤　美樹

〃　齊藤　佐智子

〃　西田　佳

第3号議案 ： 令和2年度役員選出(案)

令和2年度　役員構成

本部役員及び会計監査委員

名　称	保護者 氏　名	教職員 氏　名
会　長	吉　田　明　史	
副会長	上　原　徳　和	樋　口　由　紀　子
副会長	清　水　文　子	
副会長	村　岡　美　和　子	
書　記	田　中　梨　恵	小　野　寺　夏　子
書　記	吉　田　雅　美	花　山　晃　太
会　計	三　宅　里　絵	三　國　朱　理
会　計	名　取　ち　ひ　ろ	山　﨑　律　子
会計監査員	山　岡　た　え　子	石　戸　ま　す　み
会計監査員		齊　藤　佐　智　子

第４号議案 ： 令和２年度事業計画（案）

学級部

４月　 事業計画
５月　 ＰＴＡ会費集金

- 運営委員会に出席
- 保護者会司会進行
- 各学年の親睦会の企画・開催

研修部

４月　 事業計画
５月　 ＰＴＡ会費集金
２月　 「大人と子供のための読みきかせの会」に協力

- 運営委員会に出席

広報部

４月　 事業計画
７月　 立志第１５１号発行予定
３月　 立志第１５２号発行予定

- 運営委員会に出席
- 「立志」作成のため写真撮影、取材を行なう

校外部

４月　　事業計画
５月　　世帯数確認・各地区保護者との連絡先交換
　　通学路改善要望書回収
６月　　通学路危険箇所点検
７月　　通学路改善要望箇所点検現地調査に立会い（市職員・警察立会い)
８月　　各地区にて廃品回収のお知らせ配布・手配
９月　　廃品回収実施
　　秋の交通安全週間に協力
４月　　春の交通安全週間に協力

- 運営委員会に出席
- 必要に応じて部会を開催
- 集団下校に付き添い

本　部

５月　　ＰＴＡ総会（書面）
　　ＰＴＡ会費集金
７月　　通学路改善要望箇所点検現地調査に立会い（市職員・警察立会い)
９月　　廃品回収に協力
　　運動会に協力
１２月　　稲作収穫祭に協力

- 役員会・運営委員会開催
- 各部部会・各部行事協力・学校行事協力
- 学校運営連絡協議会・学校評価委員会に出席
- 対外的活動・二中ブロック地域教育懇談会に出席（全体会・定例会）
  - ・各種団体主催行事：盆踊り・夏季パトロール
  - ・坂浜自治会運動会に協力
  - ・総会・式典等に出席

【市Ｐ連関連】

- 総会・懇親会・役員会・運営委員会・講演会・学校訪問に出席
- 研修会開催
- 市内一斉防犯パトロール
- 対市要望提出
- 稲城市社会福祉協議会評議員会に出席
- 市長・教育長との懇談会に出席

第5号議案 ： 令和2年度 稲城第二小学校PTA収入支出予算(案)

収 入	626,275 収入予算額
支 出	626,275 支出予算額
(収入支出差引残高なし)	

《 令和2年度 稲城第二小学校PTA会計予算明細書 》

(収入)　　単位:円

予算			予算説明	
科目 款	科目 項	予算額	前年度予算	付記
1、会 費		336,000	315,000	112世帯(95世帯＋17教員)×3,000
2、繰越金		290,273	232,045	
3、その他		2	2	預金利息
収入合計		626,275	547,047	

(支出)　　単位:円

予算			予算説明	
科目 款	科目 項	予算額	前年度予算	付記
1. 運営費		51,500	51,500	
	1、会議費	26,500	26,500	
	①総会費	0	0	総会
	②会議費	5,000	5,000	運営委員会
	③役員渉外費	21,500	21,500	地域団体へのお祝い金他
	2、事務費	25,000	25,000	
	①消耗品費	20,000	20,000	マスク、用紙類など消耗品
	②印刷費	5,000	5,000	インク代(学校へ)
2. 活動費		158,900	157,400	
	1、校外部費	2,000	2,000	通学路点検
	2、広報部費	31,000	31,000	立志印刷代(外注)
	3、学級活動費	48,900	47,400	1学級2,000円＋児童数123人×300円
	4、本部活動費	15,000	15,000	市P連総会費、ネームホルダー、文房具等
	5、選考活動費	2,000	2,000	活動費等
	6、研修部費	60,000	60,000	講師謝礼、研修会開催費
3. 特別活動費		40,000	40,000	入学・卒業記念品、傷害保険
4. 諸 費		84,000	84,000	
	1、各種分担金	4,000	4,000	市P連分担金(200円×学級数＋20円×世帯数)
	2、慶弔費	15,000	15,000	お祝い、香典、お見舞等
	3、周年行事費	50,000	50,000	周年行事積立金
	4、記念写真積立	15,000	15,000	5年毎に記念写真撮影・記念品
5. 備品費		5,000	5,000	備品購入費
6.予備費		286,875	209,147	
支出合計		626,275	547,047	

第6号議案:稲城第二小学校PTA規約の改正(案)

雑則第32条改正(案)

≪改正前条文≫

この規約を施行するために細則を設ける。

≪改正後条文≫

この規約を施行するために細則を設ける。

尚、本会の運営にあたって必要な細則は、運営委員会で定めることができる。

≪理由≫

迅速に規約変更等を可能にすることや、条項内容をよりわかりやすくすることによって、

会運営の円滑をはかるため。

改正前⇒　「平成２6年５月16日　一部改正」まで

改正後⇒　「令和　2年５月22日　一部改正」を追加

細則第10条改正(案)

≪改正前条文≫

会費は、年額3,000円とする。但し、年度途中で転入した者は月割で計算して納入する。

≪改正後条文≫

会費は、年額3,000円とする。転入の場合、児童が登校を始めたその月より月割で納入する。

転出の場合、会費は返却しない。

≪理由≫

よりわかりやすい表記にすることで、不公平感やトラブル等の抑止につなげたい。

改正前⇒「平成２９年５月１３日　一部改正」まで

改正後⇒「令和　２年５月２２日　一部改正」を追加

稲城第二小学校　ＰＴＡ規約

第１章　総則

（名 称）

第１条　この会は、稲城第二小学校ＰＴＡという。

（事業所の所在地）

第２条　この会の事務所は、稲城市立稲城第二小学校(以下本校という)内に置く。

（目 的）

第３条　この会は、次の目的を目指す。

① 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
② 児童の幸福のため、保護者と教師が協力する。
③ 地域・保護者・学校の信頼関係の強化を図り、児童の生活環境を教育的に良くする。
④ 良い保護者、良い教師になるよう努める。

（事 業）

第４条　前条の目的を果たすために、次のような事業を行う。

① 児童の教育についての研究集会。
② 家庭や地域における生活及び安全・保健指導への協力。
③ 保護者、教師のための講演会、講習会、視察、映画会などの研修。
④ その他、目的に沿う色々な事業。

第２章　組織

（会 員）

第５条　この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、及び本校に勤務する教師（校長・副校長を含む）並びに入会を希望する職員とする。

2　会費について
会員は、会費を納めなければならない。

（役員及び委員）

第６条　この会を運営するため、次の役員及び委員を選出する。

①	会長	１名
②	副会長	３名
③	書　記	３名
④	会　計	２名
⑤	運営委員	若干名
⑥	会計監査員	２名

⑦ 特別の事情があるとき、役員を補佐する本部役員を保護者の中から若干名おくことができる。

第７条　　会長は、保護者から選出する。

第８条　　副会長及び書記は、２名を保護者から、１名を教職員から選出し、会計は１名を保護者から、１名を教職員から選出する。
2 教職員側の副会長は、副校長が就任する。
3 教職員側の書記及び会計は、兼任する事ができる。

第９条　　会長は、会を代表し、会を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
2 書記は、記録・通信及びその他の庶務をつかさどる。
3 会計は、予算の立案、出納及びその他の会計事務をつかさどる。
4 特別の事情のある時におかれる本部委員は、役員業務全般を補佐する。

第１０条　運営委員は、各学級及び地区から選出する。
2 役員及び運営委員は、この会の重要なことがらを協議したり、部を構成して事業を分担して実行するとともに、学級及び地区との緊密な連絡調整をする。

第１１条　会計監査委員の選出は、役員の選出に準ずる。
2 会計監査員は、この会の経理及び経費の使途並びに備品目録について監査するとともに、役員の業務を補佐する。

第１２条　役員及び委員の任期は、１年とする。但し再任を妨げない。
2 任期途中で退任した役員及び委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第１３条　役員及び委員は、第８条第３項に規定するほか、それぞれ兼任することができない。但し、特別に会長が許可した場合は兼任を認める。

（校 長）

第１４条　校長は、この会の目的遂行のため、常に役員・委員及び会員の指導・助言にあたる。

第３章　会議

第１５条　総会は、この会の最高決定機関であり、毎年１回年度の初めに開催する定期総会と、必要が生じた時の臨時に開催する臨時総会とする。

第１６条　総会は、会員の５分の１以上の出席（委任状を含む）以上で成立する。
2 総会の議決は、出席会員の過半数による。可否同数の場合は、議長裁定による。
3 総会の議決権は、保護者１世帯１票とし、教職員１人１票とする。

第１７条　総会は、次の事項を審議決定する。
① 規約の改廃に関する事項。
② 役員及び会計監査員の選出に関する事項。
③ 事業報告及び事業計画に関する事項。
④ 決算及び予算に関する事項。
⑤ 備品目録に関する事項。
⑥ その他、会の運営に重要な事項。

（役員会）

第１８条　役員会は、役員・学級部及び各部の部長副部長で構成し、総会の議決に基づき事業の企画や重要事項を協議する。

第１９条　役員会は、各学期当初或いは必要に応じて会長が召集し開催する。

（運営委員会）

第２０条　運営委員会は、役員及び運営委員で組織し、事業の企画決定や運営について協議する。

第２１条　運営委員会は、各学期当初及び学期末に、会長が招集し開催する。また、委員の求めにより必要に応じて開催する。

第４章　活動について

第２２条　この会の目的を遂行するために、各部が分担して次の活動を実行する。

① 学級部

学級部は、この会の事業の遂行のため、教員との連絡を密にし、学校と保護者の連携を深めるとともに、学級における連絡・調整に努める。

この会の親睦を図る事を目的として事業の企画・実践をする。

また、各学年における児童と保護者の親睦を目的とした事業並びにＰＴＡ活動の企画・実践をする。

また、児童の安全確保のために地域諸団体の安全活動や行動には本会の代表として参加し、学区域の安全確保に努める。

② 研修部

研修部は、会員の教養を高める事業を企画・実践する。また、都・市で行われる研修会に参加し、情報収集にあたり、その報告を行い、会員の教養と資質を高める。

③ 広報部

広報部は、広報誌「立志」等を年１回以上発行し、この会の活動や児童の活動を会員に広く知らせ、会員の会に対する理解を深める。

④ 校外部

校外部は、児童の校外指導に努め、地区の会を司会し、生活指導に協力する。

また、本校担当者と協力して、災害や被害（交通事故・不審者遭遇等による被害）を防止するための全会員への迅速且つ正確な情報伝達の連絡編を組織する。

また、災害や被害防止のための通学路点検を行い、その改善に努める。

第２３条　運営委員のうち学級選出の委員は、学級部・研修部・広報部に所属し、地区選出の委員は校外部に所属する。

2 運営委員は、部を構成したら、部長・副部長１名或いは２名を互選する。

部長は、部を代表し、副部長と共に、役員会に出席して部の活動の計画を提案・報告する。

副部長は、部長を助け、部長が事故ある時は、これを代理する。

第２４条　校長・副校長を除く教師は、いずれかの部に所属し、部の活動の企画実行を指導助言する。

（後援活動）
第２５条　この会と目的を一つにする地域の諸団体に協力して、その事業に参加する。

第５章　経理

第２６条　この会の運営費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第２７条　予算は、総会の議決を経て執行しなければならない。

第２８条　決算は、会計監査員の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第２９条　会計監査員が必要と認めた時は、臨時に監査を行う事ができる。

第３０条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６章　雑則

第３１条　この会の規約を改廃するときは、草案を総会の１週間前までに会員に提案しなければならない。

第３２条　この規約を施行するために細則を設ける。尚、本会の運営にあたって必要な細則は、運営委員会で定めることができる。

付則

この規約は、総会の議決を得た日（昭和６２年１１月１８日）から施行する。従前の規約は、廃止する。

平成１４年４月２２日　一部改正
平成２０年５月　９日　一部改正
平成２４年５月１９日　一部改正
平成２６年５月１６日　一部改正
令和　２年５月２２日　一部改正

細則

第１条　役員選考と選挙管理を選考委員会で行う。（以後　選考委員と記載する。）
第２条　役員は、立候補及び選考委員会或いは会員が推薦する。候補者の中から、選考委員が決定した方法により、選出する。
第３条　選考委員は、各学級及び教職員から１名選出し、選考委員会を構成する。
第４条　選考委員会は、正副委員長を選出する。
第５条　選考委員の任期は、１年とする。
第６条　運営委員は、各学級から数名選出し、学級部、広報部、研修部に所属する。
各委員の人数配分は家庭数等の状況により会長が判断する。
第７条　地区選出の運営委員は、各地区から１名選出する。但し、家庭数が概ね２０戸を超える場合は当該地区の協議により１名、或いは家庭数に応じて追加して選出する事ができる。
第８条　児童の校外指導を円滑に行うため、本校の学区を地区ごと（荒井坂・宮ノ台・甚吾谷戸・鶴巻・内山・台方・天神台・小田良・上谷戸・堂ヶ谷戸・福寿会・於部屋など）に分ける。但し、児童数の増減により地区編成を見直すことができる。

第９条　会費は、学級部の運営委員を通じて納入する。
第１０条　会費は、年額３，０００円とする。転入の場合、児童が登校を始めたその月より月割で納入する。転出の場合、会費は返却しない。
第１１条　会費は、分納することができる。
第１２条　選挙規定及び慶弔規定を改正するときは、運営委員会で決定し、次期総会で承認を得るものとする。

平成１６年４月２６日　一部改正
平成２４年５月１９日　一部改正
平成２６年５月１６日　一部改正
平成２９年５月１３日　一部改正
令和　２年５月２２日　一部改正

選挙規定

第１条　選挙の事務は、選考委員会が管理する。
第２条　選考委員会は、会員及び選考委員会の推薦による候補者を、本人の承諾を得て、候補者とする事ができる。
第３条　選挙は、無記名投票によって行う。但し、候補者が役職の定数と同じ場合は、この限りではない。
2 開票は、会員の中から４名の立会人を選定し、その監視の中で行う。
第４条　役員の補欠選挙は、遅滞なく行わなければならない。

平成１１年４月２４日　改正
平成１６年４月２６日　一部改正

慶弔規定

第１条　　会員に慶弔・災害が合った場合、会員一同の意を表し、次の通りとする。

(1)　教職員の結婚の場合は、３，０００円の金品を贈答する。

(2)　会員に弔事があった場合は、次の金額をおくる。

① 児童の死亡の場合　　５，０００円

② 保護者の死亡の場合　　５，０００円

③ 教職員の死亡の場合　　５，０００円

④ 教員の配偶者、あるいは、父母の死亡の場合　　３，０００円

(3)　会員に災害があった場合は、次のようにお見舞いをおくる。

① 会員に災害があった場合は、災害の程度に応じ、最高５，０００円を限度とし、役員で協議決定する。

② 会員及び児童が１ヶ月以上の入院の疾病障害の場合は、３，０００円をおくる。

(4)　教職員の転退職の場合は、３，０００円の相当の記念品を贈る。

第２条　　前条までの規定の他、必要と認めたときは、役員で協議決定する事ができる。